

成人（18歳以上） 軽度・中等度難聴の方へ補聴器購入費の一部を助成します

対象者 下記の（１）～（５）全てに該当する方が対象となります。

- （１）両耳の聴力レベルが30デシベル以上、又はこれに相当すると医師が認める場合で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- （２）耳鼻咽喉科治療による聴力改善が見込めないこと
- （３）申請日において横手市に1年以上住民登録のある18歳以上の方
- （４）市税の滞納がない方
- （５）当該助成金の交付を過去5年間受けていない方

補助額 新たな補聴器（本体及び付属品）の購入費（上限5万円）

- 令和5年4月1日以降の購入であること
- 管理医療機器である補聴器であること
- 修理や電池交換、付属品のみでの購入でないこと
- 診察に要する経費、意見書作成手数料、補聴器の送料、購入後に行う補聴器の調整に要する経費等を除くものであること

申請期限 医師意見書の作成日から、おおむね3か月以内に申請してください。

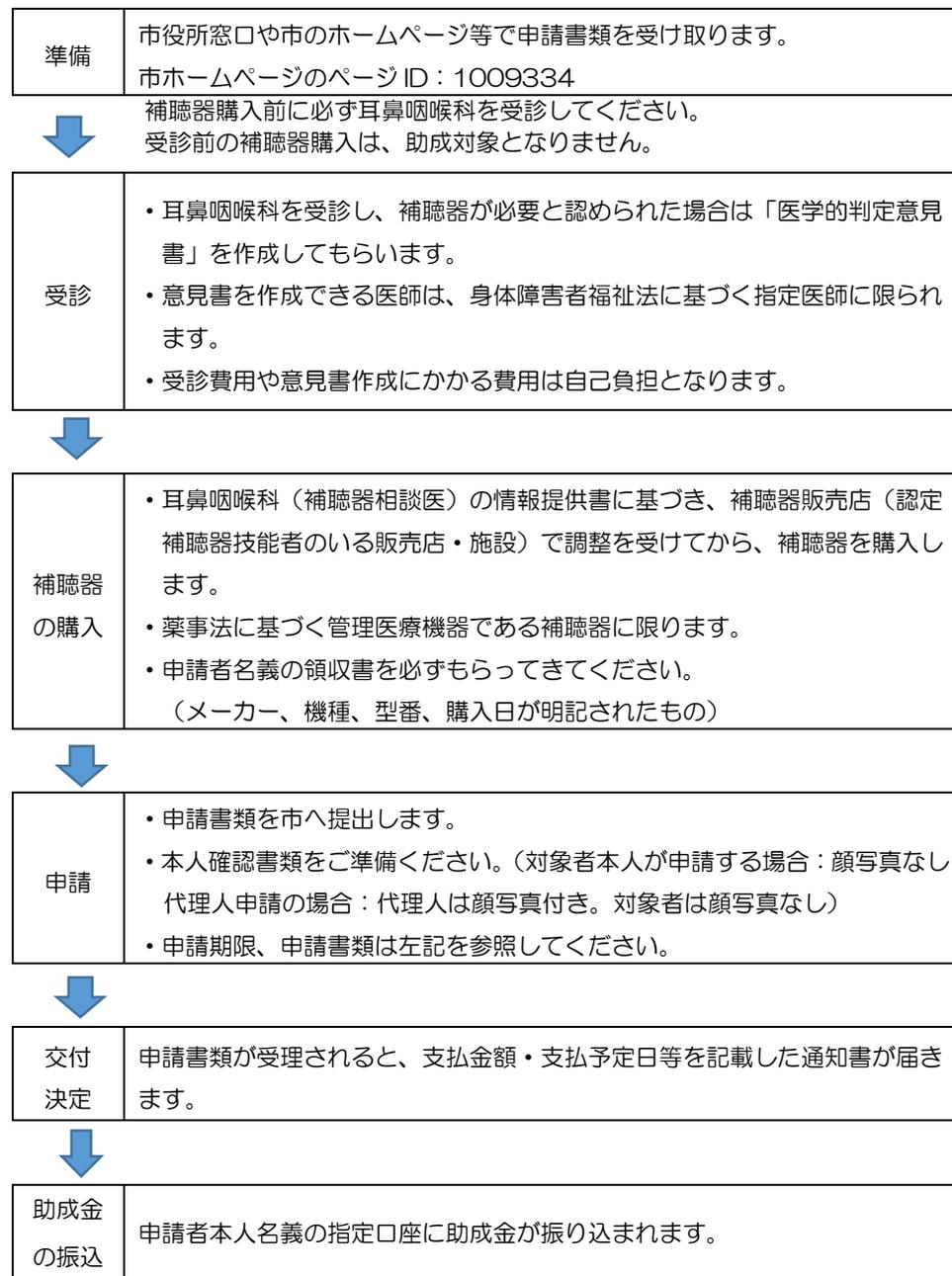
- 申請書類
- 助成金交付申請書兼実績報告書
 - 助成金請求書
 - 医学的判定意見書
 - 補聴器の領収書（メーカー、機種、型番、購入日が明記されているもの）
 - 住民票
 - 委任状（代理人申請の場合）

注意事項 申請書等の書類の修正時は、修正部分に二本線を引き、訂正印（シャチハタ不可）を押してください。
補聴器購入日が医学的判定意見書の作成日より前でないこと。

申請先 健康推進課（横手市横山町1番1号 横手保健センター内）
または各市民サービス課（裏面をご覧ください。）



～申請の手順～



申請及び問い合わせ先

健康推進課	〒013-0044 横手市横山町 1-1 TEL0182-33-9600
増田市民サービス課	〒019-0792 横手市増田町増田字土肥館 173 TEL0182-45-5514
平鹿市民サービス課	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後 138 TEL0182-24-1114
雄物川市民サービス課	〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田 1 TEL0182-22-2157
大森市民サービス課	〒013-0514 横手市大森町字大中島 268 TEL0182-26-2115
十文字市民サービス課	〒019-0529 横手市十文字町字海道下 1 2-5 TEL0182-42-5114
山内市民サービス課	〒019-1108 横手市山内土淵字二瀬 8-4 TEL0182-53-2933
大雄市民サービス課	〒013-0461 横手市大雄字三村東 18 TEL0182-52-3905

成人（18歳以上）

軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成金のご案内



横手市